宇土市ケアマネジメント基本方針

令和３年１２月

（策定の趣旨）

　介護保険法（以下「法」という。）第４条に「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする」とあります。

　加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となられた利用者（以下「利用者」という。）が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように介護支援専門員、地域包括支援センターや介護サービス事業所の職員、市民等ケアマネジメントに携わる全ての者が、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを共通認識とし、利用者の支援を行うことが重要であると考え、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第３８号）第１条の２（基本方針）を柱として、基本方針を以下のとおり定めます。

（基本方針）

１　指定居宅介護支援及び指定介護予防支援並びに第1号介護予防支援（以下「指定居宅介護支援」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者並びに第1号介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、宇土市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。